

参考資料

社会福祉法人制度改革について
(参考資料)

経営組織の在り方

経営組織の在り方～主な論点～

1. 理事・理事長・理事会に関する事項

- (1) 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任
- (2) 理事等に対する特別背任罪、贈収賄罪の適用
- (3) 理事の定数
- (4) 理事の構成

2. 評議員・評議員会に関する事項

- (1) 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任
- (2) 評議員の定数・任期・兼職禁止
- (3) 評議員の選任・解任方法
- (4) 評議員の構成

3. 監事に関する事項

- 監事の位置付け・権限・責任

4. 会計監査人に関する事項

- 会計監査人の位置付け・権限・責任

検討に当たっての基本的な視点

- 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、旧民法第34条に基づく公益法人の特別法人として創設され、地域の福祉基盤としての役割を果たしてきた。
- 平成18年の公益法人制度改革によって、旧民法第34条に基づく公益法人は、その機関や財務会計のあり方が大幅に見直されるとともに、一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人に再編された。
- 福祉ニーズの多様化・複雑化に対応していく中で、公益性と非営利性を備えた法人として社会福祉法人の重要性が認識されているが、ガバナンスの確保など社会福祉法人制度の在り方が問われており、一般財団法人・公益財団法人を始めとした他の公益法人制度等における制度改革を参考にしながら、公益性を担保できる経営組織について検討していく必要がある。

【用語の略称】

「法」・・・社会福祉法(昭和26年法律第45号)

「審査基準」・・・社会福祉法人審査基準(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社援第2618号等通知)別紙1)

「定款準則」・・・社会福祉法人定款準則(同通知別紙2)

他の公益法人制度等との比較

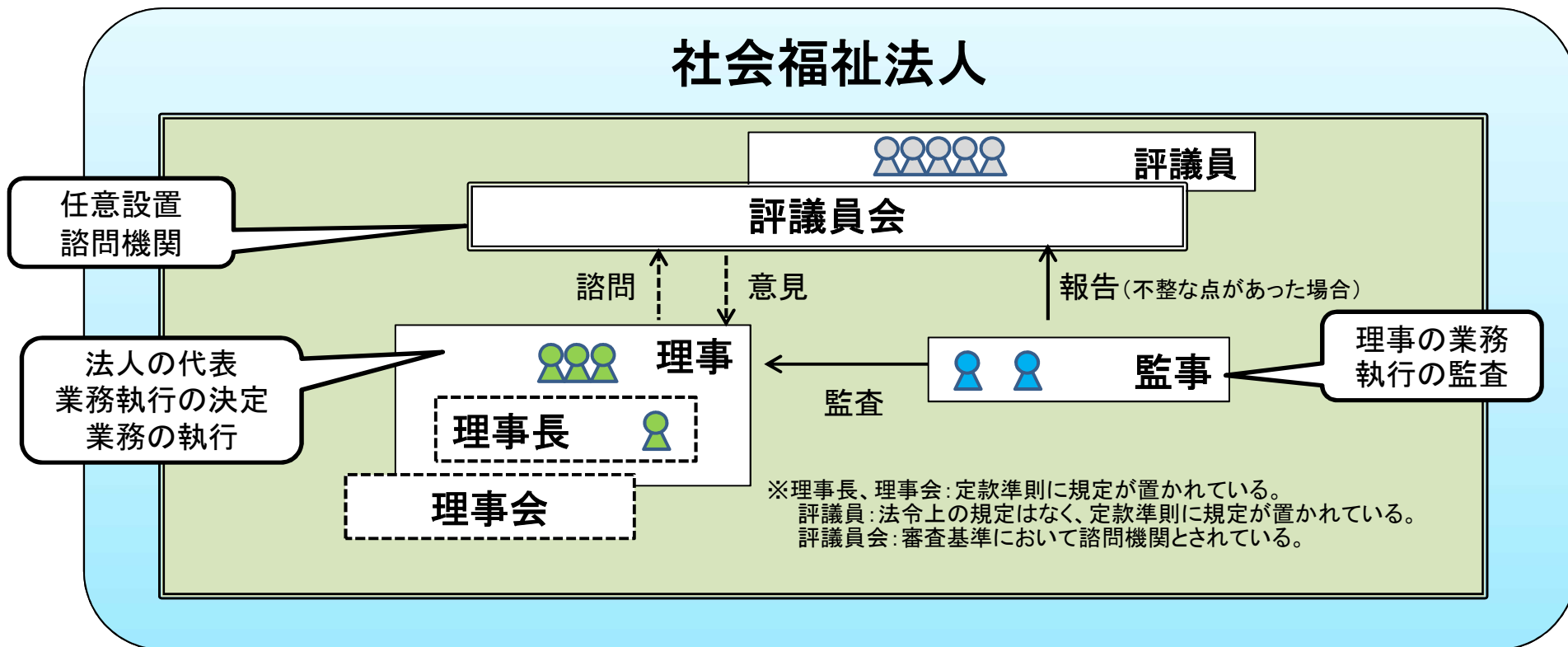
※法令上の規定の比較

		社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人(注)
理事	職務・権限	全て社会福祉法人の業務について、代表	・理事会を通じ、法人の業務の意思決定に参画、代表理事等の業務の執行を監督	・理事長を補佐 ・理事会を通じ、法人の業務の意思決定に参画	・理事長を補佐 ・理事会を通じ、法人の業務の意思決定に参画
	義務	利益相反取引の制限 等	・善管注意義務、忠実義務 ・監事への報告義務 ・評議員会への説明義務 ・利益相反取引の制限 等	忠実義務 利益相反取引の制限 等	利益相反取引の制限 等
	責任	規定なし	法人に対する損害賠償責任、特別背任罪等	規定なし	規定なし
	理事長	規定なし	法人を代表、業務を執行	法人を代表、業務を執行	法人を代表、業務を執行
理事会		規定なし	・業務執行の決定 ・理事の職務執行の監督 ・代表理事の選定・解職	・法人の業務を決定 ・理事の職務を監督	規定なし
監事	職務・権限	・理事の業務執行の監査 ・財産状況の監査	・理事の職務執行の監査 ・計算書類等の監査 ・事業報告要求、財産の状況調査権限	・法人の業務を監査 ・財産の状況を監査	・法人の業務を監査 ・財産の状況を監査
	義務	・評議員会又は所轄庁への報告義務 ・理事への意見陳述	・善管注意義務 ・理事会への出席義務 ・理事会への報告義務 ・評議員会における説明義務 等	・所轄庁又は理事会及び評議員会への報告義務 ・理事会への意見陳述	・都道府県知事又は評議員会への報告義務 ・理事への意見陳述
	責任	規定なし	理事と同様の責任	規定なし	規定なし
評議員会		設置は任意 原則諮問機関	必置 議決機関(理事等の報酬、選任・解任等)	必置 諮問機関	必置 諮問機関
会計監査人		規定なし	一定規模の法人は必置	一定の助成を受ける法人は必置	規定なし

(注)医療法人には社団と財団があるが、本資料においては財団の場合について記載している。

現行の社会福祉法人における経営組織

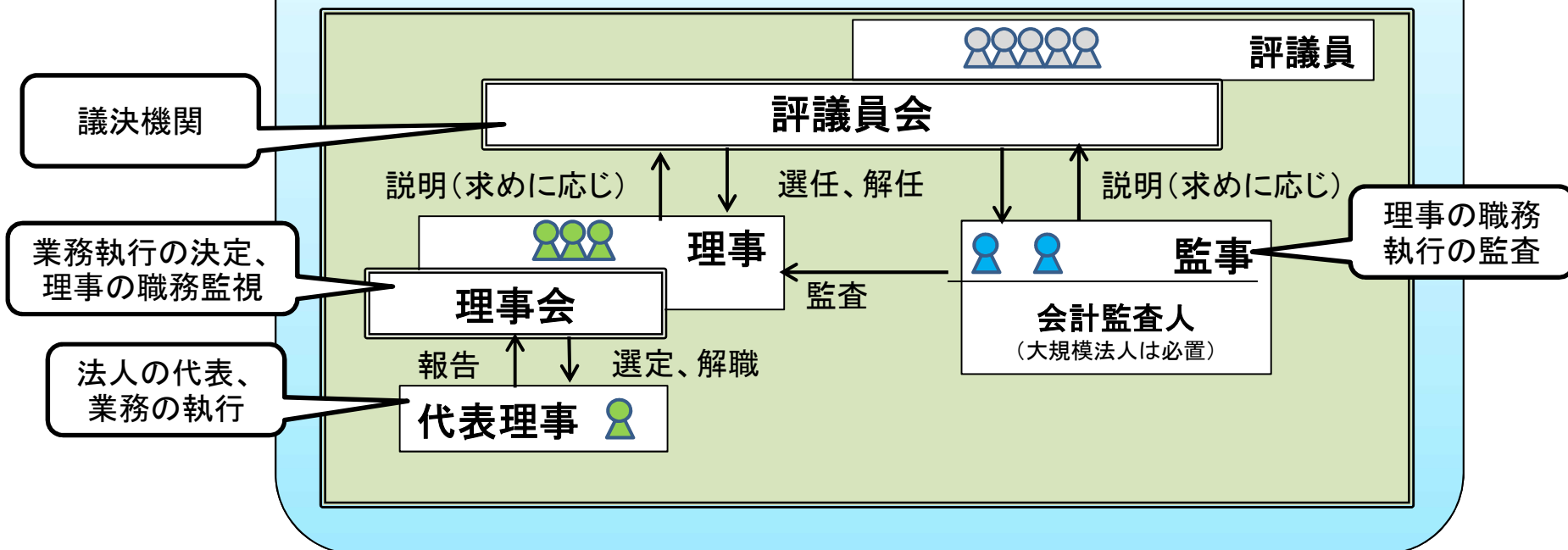
- 現行の社会福祉法人における経営組織の主な枠組みは以下のとおり。
 - ① 全ての理事が社会福祉法人の業務の全てについての代表権を有する(法令上理事長の規定はない)(法第38条)。
 - ② 法人の業務の決定は、理事の過半数をもって決する(法令上理事会の規定はない。)(法第39条)。
 - ③ 評議員会の設置は法令上任意とされており、重要事項については、定款で評議員会の議決を要することができることとされている(法第42条)。



公益法人における経営組織

- 一般財団法人・公益財団法人においては、以下のとおり、法令で、各機関の役割や責任を明記。
 - ① 代表理事は、法人を代表し、業務の執行を行う。
 - ② 理事会は、法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職を行う。
 - ③ 評議員会の設置は必置とされており、議決機関として位置付けられている(定款の変更、理事等の選任・解任、役員報酬)。

一般財団法人・公益財団法人の主な枠組み



1. 理事・理事長・理事会に関する事項

1 - (1) 理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任

1. 現状

- 法令上、全ての理事が社会福祉法人の業務についての代表権を有することとなっている。
- 法令上、法人の業務の決定は、理事の過半数をもって決することとされており、理事会の設置や権限に関する規定がない。
- 理事の選任は、理事総数の2/3以上の同意を得て理事長が委嘱することとされている(定款準則)。

理事



理事総数の2/3以上の同意を得て理事長が委嘱(定款準則)



理事の中から互選(定款準則)

理事長(※)



理事会の召集(定款準則)

理事会(※)



※法令上、理事長・理事会の規定はないが、通知(定款準則)に基づき、各法人の定款で理事会や理事長が定められている。

【理事の権限】

・法人の代表(法第38条)、業務の決定(法第39条)

【理事の義務(主なもの)】

- ・利益相反取引の制限(法第39条の4)
- ・財務諸表等の監事への提出(法第44条第3項)

【理事長の権限】

・法人の代表、業務の執行(定款準則)

【理事会の権限(主なもの)】

- ・法人の業務執行の決定(定款準則)
- ※重要事項(重要な財産の処分等)の決定は理事長に委任できない。(定款準則)

2. 課題

- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確ではない。
- 理事の義務と責任が法令上規定されていない。
- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
※理事会による理事の職務執行の監督や理事長の選定・解職等の権限が法令上規定されていない。
- 理事会(理事の同意)により理事を選任する場合は、法人の業務執行の決定機関が執行機関の人選を行うこととなり、恣意的な法人運営を招くおそれがある。

(参考)

■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)

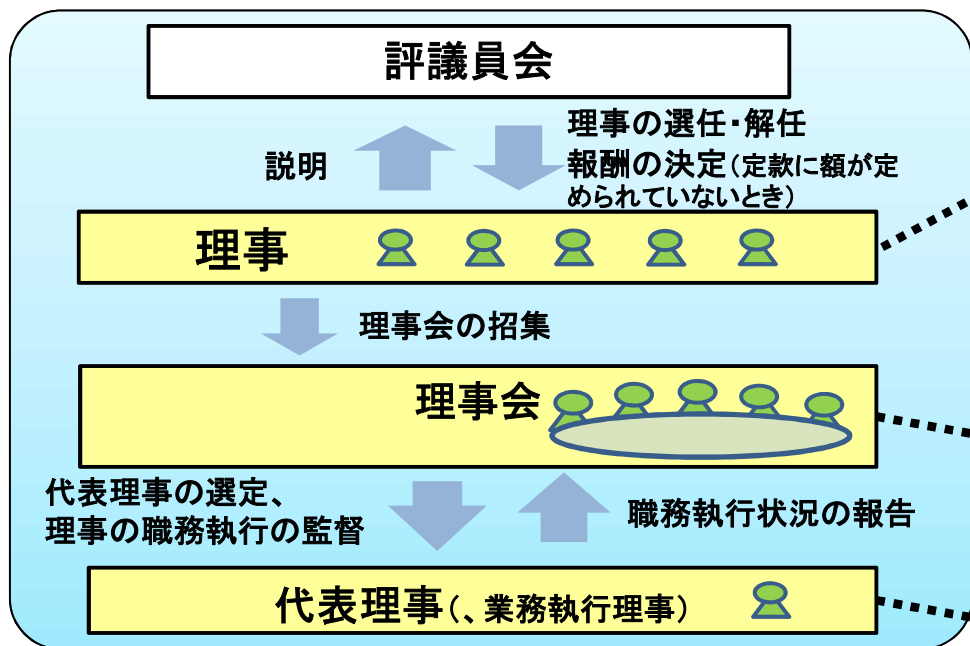
- ・社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。

■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄

- ・ 社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人として、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である。
- ・ 社会福祉法人の理事会と評議員会、理事長、理事、監事等の牽制関係について再度整理を行い、それぞれの役割について、公益法人制度改革の内容を十分勘案した上で、明確化を図るべきである。
- ・ 理事等が法人に対して責任ある経営判断やガバナンスのチェックを果たしていく仕組みとするため、公益法人制度改革の内容を勘案し、法人運営に関する理事の損害賠償責任、特別背任罪の適用等を検討するべきである。

■一般財団法人・公益財団法人における取扱い

- 公益法人においては、以下のとおり、理事・理事長・理事会の位置付け・権限・責任が明確にされており、理事会による、理事や理事長を牽制する機能が法制化されている。
- ① 理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務の意思決定に参画するとともに、代表理事等の業務の執行を監督する。
 - ② 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するとともに、代表理事を選定・解職する権限を持っている。
 - ③ 代表理事は、法人を代表し、業務の執行に当たる役割を担っている。



※下線部分は、社会福祉法に存在しない規定

【理事の義務(主なもの)】

- ・善管注意義務、忠実義務
- ・利益相反取引の制限
- ・評議員会における説明義務
- ・監事に対する報告義務

【理事の責任(主なもの)】

- ・法人に対する損害賠償責任
- ・第三者に対する損害賠償責任
- ・特別背任罪、贈収賄罪

【理事会の権限(主なもの)】

- ・法人の業務執行の決定
- ・理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職
- ・利益相反取引の承認、計算書類・事業報告の承認
- ※重要事項(重要な財産の処分等)の決定は理事に委任できない。

【代表理事の権限】

- ・法人の代表、業務の執行

【代表理事の義務(主なもの)】

- ・理事会への職務執行状況の報告義務

■他制度との比較

		社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
理事	職務・権限	全て社会福祉法人の業務について、代表	・理事会を通じ、法人の業務の意思決定に参画、代表理事等の業務の執行を監督	・理事長を補佐 ・理事会を通じ、法人の業務の意思決定に参画	・理事長を補佐 ・理事会を通じ、法人の業務の意思決定に参画
	義務	利益相反取引の制限 等	・善管注意義務、忠実義務 ・監事への報告義務 ・評議員会への説明義務 ・利益相反取引の制限 等	忠実義務 利益相反取引の制限 等	利益相反取引の制限 等
	責任	規定なし	<u>法人に対する損害賠償責任、特別背任罪</u> 等	規定なし	規定なし
	選任・解任	規定なし	<u>評議員会の決議</u>	寄附行為	規定なし
理事長	職務・権限	規定なし	<u>法人を代表し、業務を執行</u>	法人を代表し、業務を執行	法人を代表し、業務を執行
理事会		規定なし	・業務執行の決定 ・理事の職務執行の監督 ・代表理事の選定・解職	・法人の業務を決定 ・理事の職務を監督	規定なし

3. 考え方

- 理事の義務と責任を法律上明記してはどうか。
 - 善管注意義務、忠実義務、法人に対する損害賠償責任、特別背任罪の適用 等
- 理事長を代表権を有する者として位置付け、権限と義務を法律上明記してはどうか。
 - 業務の執行、理事会への職務執行状況の報告 等
- 理事・理事長に対する牽制機能を働かせるために、理事会を法人の業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職等の権限を法律上明記してはどうか。
 - 業務執行の決定(※)、理事の職務執行の監督、理事長の選定及び解職、計算書類・事業報告の承認 等
※重要事項(重要な財産の処分等)は理事に委任できない。

4. 論点

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能の実効性の担保についてどのように考えるか。
(→「2-(1) 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任」)

1 - (2) 理事等に対する特別背任罪、贈収賄罪の適用

1. 現状

- 理事、監事又は評議員が自己若しくは第三者の利益を図り又は法人に損害を加える目的で、任務に背く行為をし、法人に財産上の損害を加えた場合には、刑法上の背任罪(5年以下の懲役又は50万円以下の罰金)が適用される。
- 役員に対する贈収賄罪の適用はない(社会福祉法人の役員に対するみなし公務員規定の適用はないため、刑法上の贈収賄罪は適用されない。)

2. 課題

- 公益法人制度改革において、理事等に対する特別背任罪、贈収賄罪の適用や欠格事由の厳格化が講じられており、社会福祉法人についても公益性の徹底等の観点から、同様の措置を検討することが必要ではないか。

(参考)

- 社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄
 - ・ 理事等が法人に対して責任ある経営判断やガバナンスのチェックを果たしていく仕組みとするため、公益法人制度改革の内容を勘案し、法人運営に関する理事の損害賠償責任、特別背任罪の適用等を検討するべきである。
 - ・ 合併・事業譲渡等に際して、関係者間で多額の現金をやりとりすることや、地位を利用して利益を得ることは、社会福祉法人の非営利性に反し、地域住民等からの信頼をも失墜させるものであって、決して許されるものではない。このようなケースについては、厳正に対処するものとし、役員解職勧告や贈収賄罪の対象となることに加え、解職後も他の社会福祉法人の役員となることできないようにするなど、制度や運用の見直しを検討するべきである。

■ 他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
特別背任罪、贈収賄罪	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事、評議員に対する特別背任罪(7年以下の懲役又は500万円以下の罰金)が適用 ・理事、監事、評議員、会計監査人に対する贈収賄罪が適用 	規定なし	規定なし
欠格事由(理事等)	<ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人又は被保佐人 ・生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられた者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ・所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員 	<p>(一般社団・財団法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人 ・成年被後見人若しくは被補佐人 ・一般社団・財団法人法若しくは会社法の規定に違反し、又は民事再生法等の一定の規定の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ・上記以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。) <p>(公益認定法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの ・公益認定法、一般社団・財団法若しくは暴力団不当行為防止法の一定の規定に違反し、若しくは刑法の一定の規定の罪を犯し、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人又は被保佐人 ・禁固以上の刑に処せられた者 ・地方公務員法に基づく懲戒処分又は勤務実績不良若しくは適格性の欠如による分限処分を受けたことで免許状が失効し、失効の日から3年を経過しない者 ・免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力をもって破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人又は被保佐人 ・医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
欠格事由(評議員)	規定なし	一般法人における理事の欠格事由と同様	規定なし	規定なし

3. 考え方

○ 理事等の特別背任罪、贈収賄罪の適用等公益法人制度改革と同様の見直しを検討してはどうか。

1 - (3) 理事の定数

1. 現状

- 社会福祉法人の理事の定数は、法律上は3人以上、通知(審査基準)で6人以上とされている。

2. 課題

- 社会福祉法人の理事の定数については、現行、租税特別措置の適用の要件となっていることを踏まえ、通知(審査基準)で6人以上という取扱いをしているが、通知で法律よりも厳しい規制をすることは問題がある。

(参考)

- 設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(平成26年6月24日総務省行政評価局) 抄
 - ・ 社会福祉法人の設立の認可の審査基準等における役員の定数について、社会福祉法の規定とは異なる定数が定められている状況がみられた。
 - ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において定められている役員の定数について、現行のものを、必要性、合理性の観点から改めて検討し、整理した考え方を示すなどの措置を講ずる必要がある。

■ 他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
定数	3人以上 (通知で6人以上)	3人以上	5人以上	3人以上 ※ ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、1人又は2人で足りる。

3. 考え方

- 理事の定数については、適正な運営の確保という視点も踏まえ、現行の運用上の要件(6人以上)を法律上明記してはどうか。

1 - (4) 理事の構成

1. 現状

○ 社会福祉法人の理事については、以下のように取り扱われている。

▶ 親族等の特殊関係者の制限

- ・ 社会福祉法人の公正な運営を確保し、公益性を確立するため、「役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及びその三親等以内の親族が役員の総数の2分の1を超えて含まれることになってはならない。」（法36条3項）とされている。
- ・ この趣旨を徹底させるため、通知（定款準則）において、さらに理事の数に応じて親族等の人数を制限
※理事定数が6～9名の場合は1名、10～12名の場合は2名、13名以上の場合は3名

▶ 学識経験者、地域の福祉関係者

- ・ 理事には、社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者を加えること。（審査基準）

▶ 施設長等

- ・ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、施設経営の実態を法人運営に反映させるため、一人以上の施設長等が理事として参加すること。ただし、評議員会を設置していない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。（審査基準）

2. 課題

- 同族支配の禁止に関し、法律と実際の運用(通知)で規制の内容が異なる。

(参考)

■他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
選任範囲	規定なし(欠格事由のみあり) 通知:社会福祉施設を経営している場合には、施設長を加えること。	規定なし(欠格事由のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該学校法人の設置する私立学校の校長 ・当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・その他、寄附行為の定めるところにより選任された者 ※ 理事には1名以上外部の者(役員又は職員でない者)を含まなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加えなければならない。 ※ ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事に加えないことができる。
同族支配の禁止	役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の二分の一を超えて含まれることになってはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。 ・監事についても同様とする。(公益認定法5条10号) ・他の同一団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。 ・監事についても同様とする。(公益認定法5条11号) 	役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えてはならない。	<p>規定なし (社会医療法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が役員の総数の三分の一を超えてはならない。

3. 考え方

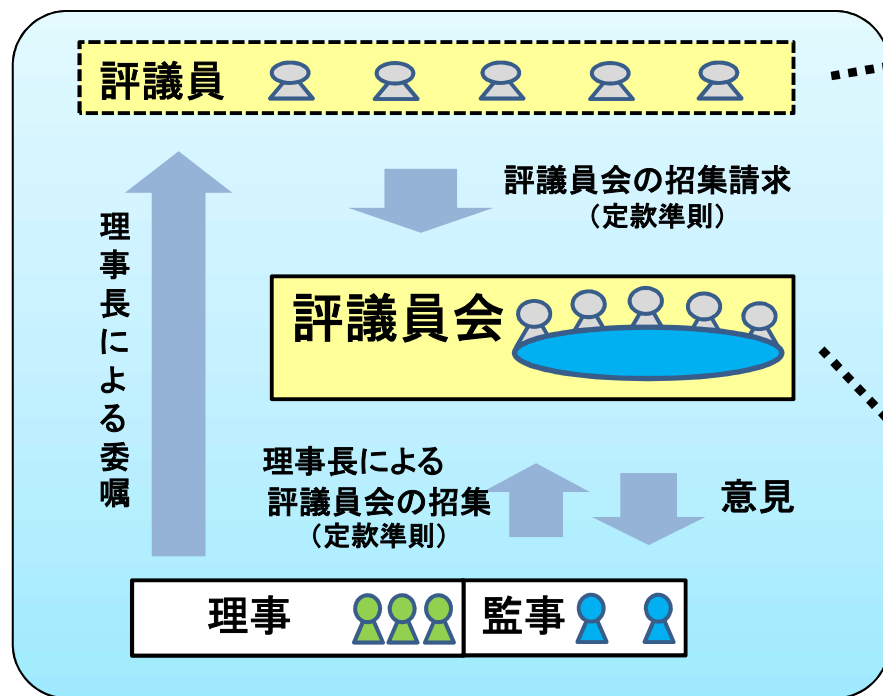
- 社会福祉法人の高い公益性に鑑み、他の法人類型の取扱いを参考にしつつ、社会福祉法人に係る現行の運用上の親族等特殊関係者の制限を法令上明記してはどうか。
- 地域ニーズに即した質の高いサービスを機動的な経営により提供するため、社会福祉事業に係る学識経験者又は地域の福祉関係者、施設長等の事業部門の責任者の選任を法令上明記してはどうか。

2. 評議員・評議員会に関する事項

2-(1) 評議員・評議員会の位置付け・権限・責任

1. 現状

- 法令上、評議員会の設置は任意とされており、通知(審査基準)において、措置事業、保育所、介護保険事業のみを行う法人以外には評議員会の設置を求めている。
- 評議員会の位置付けは、通知(審査基準)において、原則諮問機関とされており、法人の業務決定に当たり重要な事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴くことが必要とされている。法令上は、定款をもって評議員会の議決を要するものとする事ができるとされている。



【評議員の権限(主なもの)】

- ・理事長に対する評議員会の招集請求(定款準則)

【評議員会の権限(主なもの)】

- ・評議員会において審議する法人の業務決定における重要事項については、以下のとおり定められている。(定款準則)
 - (1) 決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。)
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- ・評議員会は、法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に意見を述べ若しくは諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。(定款準則)

2. 課題

- 評議員会が任意設置の諮問機関として位置付けられているため、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。

(参考)

■ 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)

- 社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。

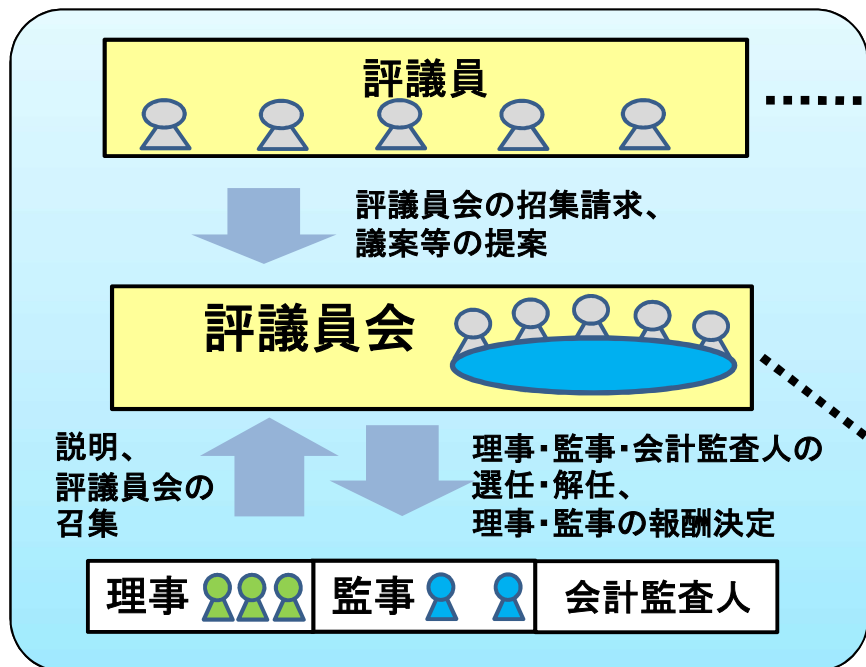
■ 社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄

- 社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人として、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である。
- 社会福祉法人の理事会と評議員会、理事長、理事、監事等の牽制関係について再度整理を行い、それぞれの役割について、公益法人制度改革の内容を十分勘案した上で、明確化を図るべきである。
- 評議員会において適切に理事が選任され、そこから理事長が選出される仕組みが必要
- 社会福祉法人の公的性格を担保し、地域の福祉ニーズに応えるため、評議員会については、公益社団法人・公益財団法人と同様、理事会に対する牽制機能として、法人運営の重要事項に関する議決機関としての役割を明確にした上で、全ての社会福祉法人に設置するよう見直すことを検討するべきである。
- 法人運営に関する説明責任を外部に対して果たすことを要件に、職務内容や勤務実態に応じた適切な報酬の支払いを認めることを検討するなど、賠償責任補填の考え方の適用を検討するべきである。

■一般財団法人・公益財団法人における取扱い

- 一般財団法人・公益財団法人においては、評議員会は議決機関として位置付けられ、
 - ・法人の基本的な業務執行体制(理事等の選任・解任)や業務運営の基本ルール(定款の変更)を決定するとともに、
 - ・理事及び監事の選任・解任を通じて、法人の業務を監督する。

※下線部分は、社会福祉法に存在しない規定



【評議員の権限(主なもの)】

- ・評議員会の招集請求(理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、裁判所の許可を得て自ら招集できる)
- ・評議員提案権(評議員会の目的とする事項・議案の提案)

【評議員の義務】

- ・善管注意義務(→理事と同じ)

【評議員の責任】

- ・損害賠償責任、特別背任罪等

【評議員会の権限(主なもの)】

- ・理事、監事、会計監査人の選任・解任
- ・定款の変更、計算書類の承認、合併の承認、役員報酬の決定等
- ※監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が必要
- ※報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。

■他制度との比較

		社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
評議員	職務・権限	規定なし	評議員会の招集請求 議案提案権 等	規定なし	規定なし
	義務	規定なし	善管注意義務	規定なし	規定なし
	責任	規定なし	損害賠償責任、特別背任罪 等	規定なし	規定なし
評議員会	位置付け 権限	設置は任意 原則諮問機関	必置 議決機関(理事等の報酬、選任・解任等)	必置 諮問機関	必置 諮問機関

3. 考え方

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、一般財団法人・公益財団法人と同様に、評議員会を最終的な意思決定機関(議決機関)として法律上位置付けてはどうか。
- 理事・理事長に対する牽制機能を働かせるため、評議員会に、理事、監事、会計監査人の報酬や選任・解任等の重要事項に係る議決権を法律上付与してはどうか。
※報酬の支給基準については、業務運営・財務運営の在り方にも関連
- 重要な役割を担う評議員の権限・責任を法律上明記してはどうか。
➤ 評議員会の召集請求権、善管注意義務、損害賠償責任 等

4. 論点

- 評議員会を議決機関とした場合、法人運営の機動性を損なうとの指摘については、どのように考えるか。

2-(2) 評議員の定数・任期・兼職禁止

1. 現状

- 社会福祉法人の評議員は理事等との兼職が認められており、その定数は、理事の定数の2倍を超える数とされている。
- 評議員の任期は、通知(定款準則)において、2年以内とされている。

2. 課題

- 評議員と理事等の兼職が認められているため、理事会と評議員会の適切な牽制関係が期待できないのではないか。

(参考)

■ 他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
定数	理事の定数の2倍を超える数	3人以上	理事の定数の2倍を超える数	理事の定数を超える数
任期	規定なし ※定款準則:2年以内	4年(6年まで伸長可)	規定なし	規定なし
兼職 禁止 規定	規定なし ※定款準則:各評議員と親族等特殊関係が一定数を超えてはならない	評議員は、一般財団法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。	規定なし	評議員は、役員を兼ねてはならない

3. 考え方

- 評議員と理事等の兼職は禁止してはどうか。
- 評議員の定数については、兼職を禁止した上で、「理事の定数を超える数」としてはどうか。
- 任期については、一般財団法人・公益財団法人を参考に、中期的な牽制機能を確保する観点から、4年としてはどうか。

2 - (3) 評議員の選任・解任方法

1. 現状

- 社会福祉法人の評議員については、通知(定款準則)において、理事会の同意を得て理事長が委嘱することとしている。

2. 課題

- 理事・理事長が評議員の選任に関わる現行の仕組みの下では、評議員が理事・理事会に対し、独立した立場から牽制機能を働かせることが困難なのではないか。

(参考)

- 社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄
 - ・ 評議員の選任については、公益社団法人・公益財団法人における取扱いを踏まえ、理事又は理事会による選任の見直しを検討するなど、現行制度よりも地域住民の意向が反映されるよう仕組みを検討するべきである。
- 他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
選任	定款の定めるところ ※定款準則:理事会の同意を得て理事長が委嘱する	定款の定めるところ ※理事又は理事会が評議員を選出し、又は解任する旨の定款は無効。 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第153条第3項第1号)	寄附行為の定めるところ	寄附行為の定めるところ
解任	同上	同上	同上	同上

3. 考え方

- 社会福祉法人の評議員の選任・解任については、一般財団法人・公益財団法人を参考に、定款で定める方法(選任委員会、評議員会の議決等)によることとした上で、理事又は理事会が評議員を選任又は解任できないようにしてはどうか。

2-(4) 評議員の構成

1. 現状

- 社会福祉法人の評議員については、審査基準(通知)において、以下のとおり定められている。
 - (1) 当該法人に係る社会福祉施設の整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えてはならないこと
 - (2) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、評議員には地域の代表を加えること。
また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと 等

2. 課題

- 評議員会を議決機関として位置付ける場合、その重要な権限に鑑み、構成の在り方を検討する必要がある。

(参考)

■ 他制度との比較

	社会福祉法人 (諮問機関)	一般財団法人・公益財団法人 (議決機関)	学校法人 (諮問機関)	医療法人 (諮問機関)
選任範囲	規定なし ※通知(審査基準): ・施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者が評議員総数の1/3を超えてはならない。 ・地域代表者や利用者の家族を加えること	規定なし	・当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・私立学校を卒業した者で25歳以上のものうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ・その他寄附行為の定めるところにより選任された者	・医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・医療を受ける者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ・前三号に掲げる者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

3. 考え方

- 評議員会を議決機関として位置付ける場合には、事業に対する識見を有し、中立公正な立場から審議を行える者であることを重視した構成とすべきではないか。

4. 論点

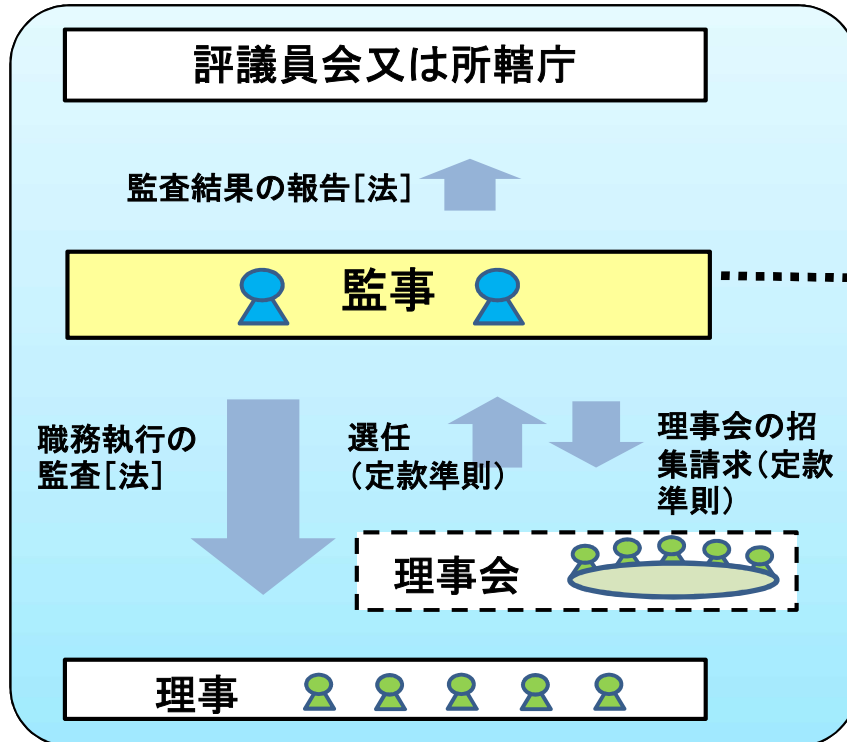
- 評議員会に利用者の視点、地域ニーズをどのように反映させるべきか。

3. 監事に関する事項

3 監事の位置付け・権限・責任

1. 現状

- 監事は、理事の職務執行の監査と法人の財産状況の監査を行うこととされており、これらに不整の点があることを発見したときは、これを評議員会又は所轄庁に報告することとされている。
- 理事会が選任する。
- 定数は、法律上は1人以上(通知(定款準則)において2人以上)とされている。
- 1人は財務諸表等を監査し得る者、1人は社会福祉事業についての学識経験者又は地域の福祉関係者とされている。
- 法令上、監査報告の作成義務はなく、また、適切な監査を実施するための理事や使用人に対する事業報告の要求や財産状況の調査等の権限は整備されていない。



【監事の権限(主なもの)】

- ・理事の職務執行の監査(法第40条)
- ・法人の財産状況の監査(法第40条)
- ・理事会の招集請求(定款準則)

【監事の義務(主なもの)】

- ・評議員会又は所轄庁への報告義務(不整の点があることを発見したとき)(法第40条)
- ・監査報告書を作成し、理事会に報告(定款準則)
- ・理事会に出席し、意見を述べる(必要があると認めるとき)(定款準則)

2. 課題

- 財務諸表が不正確との指摘があり、監事機能が十分に機能していないのではないか。
- 理事会が監事を選任する現行の仕組みの下では、独立した立場から監査を行うことが困難ではないか。
- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められておらず、実効性のある監査を行うための制度面の整備が必要ではないか。
- 重要な役割を果たす監事の責任が明確にされていない。

(参考)

■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)

- 社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。

■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄

- 社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人として、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である。
- 社会福祉法人の理事会と評議員会、理事長、理事、監事等の牽制関係について再度整理を行い、それぞれの役割について、公益法人制度改革の内容を十分勘案した上で、明確化を図るべきである。
- 理事等が法人に対して責任ある経営判断やガバナンスのチェックを果たしていく仕組みとするため、公益法人制度改革の内容を勘案し、法人運営に関する理事の損害賠償責任、特別背任罪の適用等を検討するべきである。

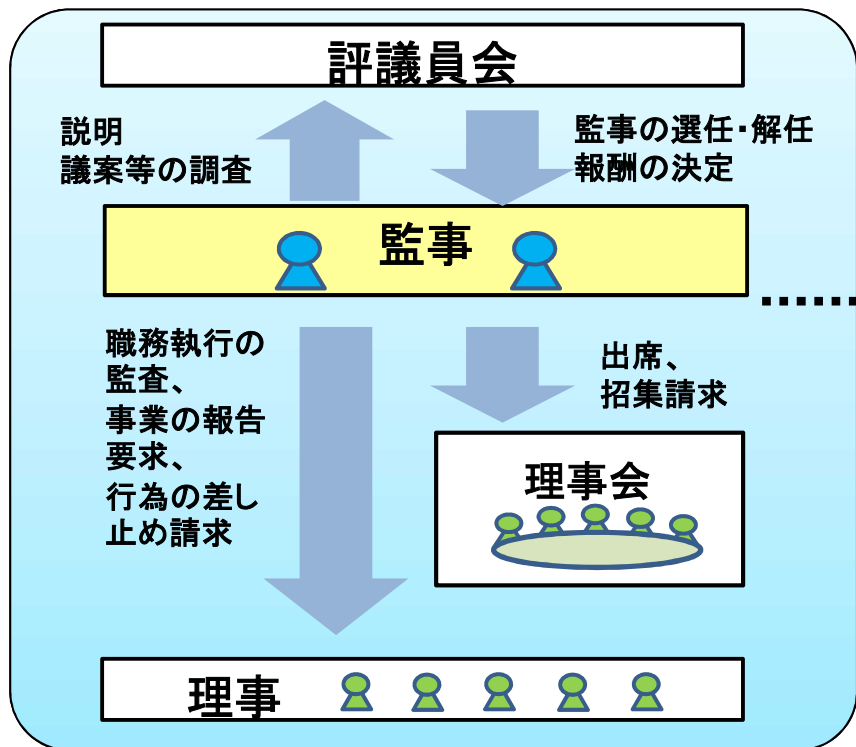
■設立に認可を要する法人に関する行政評価・関し結果に基づく勧告(平成26年6月24日総務省行政評価局) 抄

- 社会福祉法人の設立の認可の審査基準等における役員の定数について、社会福祉法の規定とは異なる定数が定められている状況がみられた。
- 厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において定められている役員の定数について、現行のものを、必要性、合理性の観点から改めて検討し、整理した考え方を示すなどの措置を講ずる必要がある。

■一般財団法人・公益財団法人における取扱い

- 一般財団法人・公益財団法人においては、監事の職務である理事の職務執行の監査と計算書類等の監査のために、各種の権限が付与され、また、義務が課されている。

※下線部分は、社会福祉法に存在しない規定



【監事の権限(主なもの)】

- ・理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- ・計算書類等の監査
- ・事業の報告要求(理事、使用人に対し)、業務・財産の状況調査
- ・理事会の招集請求
- ・理事の行為の差し止め請求(法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき)
- ・会計監査人の解任

【監事の義務(主なもの)】

- ・善管注意義務 (→理事と同じ)
- ・理事会への出席義務
- ・理事会への報告義務 (理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき)
- ・評議員会の議案等の調査・報告義務 (報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合)
- ・評議員会における説明義務 (→理事と同じ)

【監事の責任】

- ・損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

■他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
定数	1人以上 (通知で2人以上)	1人以上	2人以上	1人以上
選任範囲	通知(審査基準): 1名は財務諸表等を監査し得る者、 1名は学識経験者又は地域福祉関係者	規定なし	監事には1名以上外部の者(役員又は職員でない者)を含まなければならない。	通知(運営管理指導要領): 財務諸表を監査し得る者が選任されていること。

3. 考え方

- 一般財団法人・公益財団法人と同様に、監事の選任・解任は評議員会の議決事項とすべきではないか。
- 監事の定数については、法律上2人以上とし、財務会計及び社会福祉事業に精通する者を選任することとしてはどうか。
- 監事の権限として、理事、使用人に対する事業報告の要求や財産状況の調査権限等を法律上規定してはどうか。
- 監事の義務として、新たに理事会への出席義務、理事が不正行為をした場合等における理事会への報告義務等を法律上規定してはどうか。
- 監事の責任についても、明確化し、適正かつ公正な監事監査を促すようにしてはどうか。

4. 論点

- 財務会計の監査の強化の観点から、外部監査を活用することについて、どのように考えるか。

4. 会計監査人に関する事項

4 会計監査人の位置付け・権限・責任

1. 現状

- 法令上、会計監査人による財務監査についての規定は置かれていない。
- 通知(審査基準)において、資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人については、2年に1回の外部監査が望ましいとしており、その他の法人については、5年に1回の外部監査が望ましいとしている。

2. 課題

- 特に事業規模が大きい法人は、監事による財務監査だけでは不十分ではないか。

(参考)

■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)

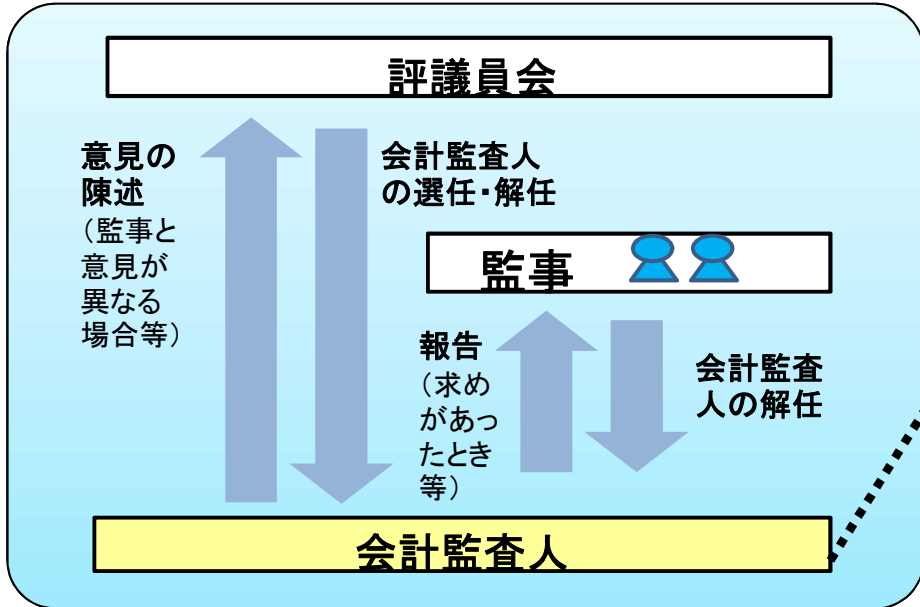
- 社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。
- 一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。

■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄

- 社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人として、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である。
- 社会福祉法人の理事会と評議員会、理事長、理事、監事等の牽制関係について再度整理を行い、それぞれの役割について、公益法人制度改革の内容を十分勘案した上で、明確化を図るべきである。
- 理事等が法人に対して責任ある経営判断やガバナンスのチェックを果たしていく仕組みとするため、公益法人制度改革の内容を勘案し、法人運営に関する理事の損害賠償責任、特別背任罪の適用等を検討するべきである。

■一般財団法人・公益財団法人における取扱い

- 毎事業年度における①損益計算書上の収益が1,000億円以上、②損益計算書上の費用・損失が1,000億円以上、③貸借対照表上の負債が50億円以上ある公益法人においては、公益認定法の認定基準により、会計監査人が必置とされている。



【会計監査人の権限(主なもの)】

- ・計算書類等の監査
- ・会計帳簿等の閲覧・謄写、会計に関する報告要求(理事、使用人に対し)
- ・定時評議員会における意見の陳述 (計算書類の適合性について監事と意見が異なる場合)

【会計監査人の義務(主なもの)】

- ・善管注意義務 (→理事と同じ)
- ・監事への報告義務(理事の不正行為、法令・定款違反の重大な事実を発見したとき、監事からの求めがあったとき)
- ・定時評議員会における意見の陳述(会計監査人の出席を求める決議があったとき)

【会計監査人の責任】

- ・損害賠償責任については理事と同じ。刑事罰については、贈収賄罪は適用あり。

■他制度との比較

	社会福祉法人	一般財団法人・公益財団法人	学校法人	医療法人
外部監査 (財務)	資産額100億円以上、 負債額50億円以上、収 支決算額10億円以上 →2年に1回が望ましい ・その他法人 →5年に1回が望ましい	[一般社団・財団法人] 負債額200億円以上 →会計監査人(公認会計士又は監査法 人)の設置が必要 [公益社団・財団法人] 収益又は費用損失1000億円以上、負債 額50億円以上 →会計監査人の設置が必要	1,000万円以上の 助成を受けている 場合、公認会計士 又は監査法人の監 査報告書が必要	病院又は介護老人保健施設等を 開設する医療法人の監査につい ては外部監査が行われることが望 ましい。 ※特に負債100億円以上の医療 法人については、公認会計士又 は監査法人による監査あるいは 指導を受けることが望ましい
根拠	通知	法律	法律	通知

3. 考え方

- 一定規模以上の法人に対して、会計監査人による監査を法律上義務付けてはどうか。
- 会計監査人の権限、義務、責任を法律上明記してはどうか。
 - 監事への報告義務、損害賠償責任等

4. 論点

- 外部監査を義務付ける事業規模についてどのように考えるか。
- 行政による財務監査との関係についてどのように考えるか。

一般財団法人・公益財団法人における機関の権限等

一般財団法人・公益財団法人における機関の権限等

	理事会	評議員会
役割	<ul style="list-style-type: none"> ◆ すべての業務執行の決定 ◆ 理事の職務執行の監督 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法人運営の基本ルール・体制の決定 ◆ 事後的な法人運営の監督
権限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務執行の決定(予算や事業計画の決定を含む。)(90条2項1号、197条) ※ 重要財産の処分、重要な職員の選任・解任等重要事項の決定は、理事に委任不可。(90条4項、197条) ○ 理事の職務執行の監督(90条2項2号、197条) ○ 代表理事の選定・解職(90条2項3号、197条) ○ 計算書類、事業報告の承認(124条3項、199条) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 決議事項は、法律に規定する事項又は定款に定めた事項に限定。(178条2項) 【法律に規定する決議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款の変更(200条) ・ 合併の承認(247条、251条、257条) ・ 理事等の法人に対する責任の一部免除(113条1項、198条) ・ 計算書類の承認(126条2項、199条) ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任(63条1項、176条、177条) ・ 理事・監事の報酬の決定(89条、105条、197条)
開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会は、3ヶ月に1回以上(代表理事による職務執行状況の報告義務)。(91条2項、197条) ・ ただし、定款により毎事業年度2回以上に緩和可。(91条2項、197条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度の終了後一定の時期に定時評議員会を招集。(179条1項) ・ 必要に応じ、臨時評議員会も開催可能。(179条2項)

運営の透明性の確保の在り方

運営の透明性の確保の在り方～主な論点～

1. 財務諸表、活動状況、経理状況の公表
2. 都道府県、国における情報集約と公表

検討に当たっての基本的な視点

- 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、その非営利性・公益性に鑑み、適正な運営の確保について、広く国民に対する説明責任を果たす必要がある。
- 平成18年の公益法人制度改革においては、社会全体により当該法人の活動を監視するという理念の下、情報開示の在り方について見直しが行われ、広範囲にわたる情報開示の仕組みが構築された。
- 社会福祉法人については、税制優遇や公金の支出があることも踏まえ、公益財団法人と同等又はそれ以上に運営の透明性を確保する必要がある。

【用語の略称】

「法」・・・社会福祉法(昭和26年法律第45号)

「審査基準」・・・社会福祉法人審査基準(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日社援第2618号等通知)別紙1)

「定款準則」・・・社会福祉法人定款準則(同通知別紙2)

1. 財務諸表、活動状況、経理状況の公表

1. 現状

(1) 業務及び財務等に関する書類の閲覧

- 法令上、社会福祉法人は、毎会計年度終了後2月以内に、①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④収支計算書を作成し、これらの書類と①～④に関する監事の意見を記載した書類を各事務所に備え置かなければならないこととされている。(法第44条第4項)
- 当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、閲覧に供しなければならないとされている。(法第44条第4項)

(2) 業務及び財務等に関する書類の公表

<法令上の取扱い>

- 法令上、社会福祉法人が公表すべき書類についての規定はない。

<通知上の取扱い>

- 業務及び財務等に関する情報を公表するよう指導。(平成25年5月:局長通知)
- 現況報告書並びにその添付書類である貸借対照表及び収支計算書について、インターネットを活用して公表することを義務付け。(平成26年5月:社会福祉法人審査基準の改正)

(参考1) 情報開示の対象となる書類一覧(現行)

書類	備置き・閲覧	公表
事業報告書	○	×
財産目録	○	×
貸借対照表	○	○ (通知)
収支計算書(事業活動計算書・資金収支計算書)	○	○ (通知)
監査報告書	○	×
定款	×	×
役員等名簿	×	×
役員等報酬基準	×	×
事業計画書	×	×
現況報告書	×	○ (通知)

(参考2-1)社会福祉法人の情報開示の概要

※:「法」は法律の規定
「通知」は通知上の規定

社会福祉法人

書類の作成・備置き

- ①事業報告(法)
- ②財産目録(法)
- ③貸借対照表(法)
- ④収支計算書(法)
- ⑤監事監査意見書(法)

公告

規定なし

公表

- ①貸借対照表(通知)
- ②収支計算書(通知)
- ③現況報告書(通知)

【公表方法】
原則HPによる。

正当な理由が
ない限り開示

閲覧請求

公表

福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人

国民

(参考2-2) 公益社団・財団法人の情報開示の概要

※:「法」は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定

公益社団・財団法人

書類の作成・備置き

- ①事業報告(法)
- ②財産目録(法)
- ③計算書類(貸借対照表・損益計算書)(法)
- ④役員等名簿(法)
- ⑤役員報酬支給基準(法)
- ⑥定款(法)
- ⑦事業計画書(法)

公告

- ①貸借対照表(法)
- ②損益計算書(大規模法人に限る。)(法)

【公告方法】

- ①官報、②日刊紙③電子公告(注)

公表

役員報酬支給基準(法)

【公表方法】
規定なし

正当な理由がない限り開示

閲覧請求

公告

公表

国民

注:電子公告はURLの登記や電子公告調査機関による電子公告が適法に行われたかどうかの調査を受ける必要がある。ただし、決算公告(貸借対照表と損益計算書の公告)については、当該調査を受ける必要はない。

(参考3)情報開示に関するこれまでの取組み

平成12年 社会福祉事業法改正(社会福祉基礎構造改革)

- 社会福祉法人に対し、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等について、福祉サービスの利用を希望する者等から請求があった場合の閲覧を法律上、義務付け。
- 法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当である旨通知。

平成19年 「社会福祉法人の認可について(通知)」(社会福祉法人審査基準)を改正

- 法人の業務及び財務等に関する情報について、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当であること、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましいことを通知。

(参考4)情報開示に関する最近の指摘と対応

①指摘

規制改革会議の見解(平成25年5月2日) 抄

社会福祉法人の経営実態が分かりやすくなるよう、経営情報を公開する。

保育の質を確保するためにも、また公費投入の妥当性を判断するためにも、社会福祉法人の経営の透明性向上は必須である。認可基準上、業務・財務に関する情報は自主公表とされているが、経営の透明性を高めるために、社会福祉法人の経営情報を公表するとともに、その内容を分かりやすく改善すべきである。

規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定) 抄

- ・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。
- ・平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。
- ・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。

(参考4)情報開示に関する最近の指摘と対応

②対応

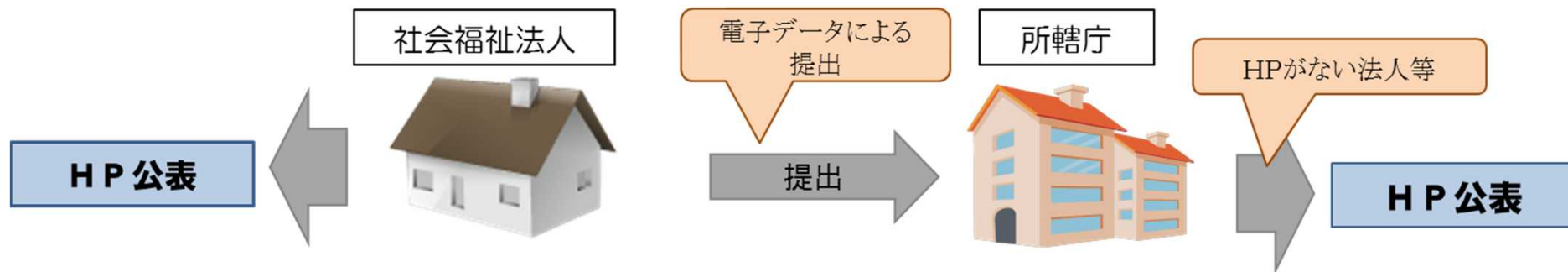
- 法人の業務及び財務等に関する情報(事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の意見書)について、閲覧に供すること、平成24年度分から、インターネット・広報等において公表することを社会福祉法人に対して指導。(平成25年5月局長通知)
- 全ての社会福祉法人(19,810法人)に対して平成24年度の財務諸表の公表状況調査を実施。ホームページが存在している法人(12,672法人)のうち、財務諸表を公表している法人は約4割(4,876法人)(※)との結果を規制改革会議に報告。(平成25年9月30日)

※ 平成25年7月末時点の数値

- 現況報告書並びにその添付書類である貸借対照表及び収支計算書について、通知(社会福祉法人審査基準)改正を行い、インターネットを活用して公表することを義務付け。(平成26年5月:社会福祉法人審査基準の改正)

⇒参考5

(平成26年5月社会福祉法人審査基準改正の概要)



(参考5)「社会福祉法人の認可について」(社会福祉法人審査基準)の具体的な改正内容

○ 平成26年度(平成25年度決算)より、法人運営の透明性を確保することを目的として、「社会福祉法人の認可について」(社会福祉法人審査基準)を改正し、全ての法人において、財務諸表等の公表義務化を実施。

改正前

改正後

◆ 現況報告書及び添付書類である財務諸表(貸借対照表・収支計算書)は、インターネットを活用して自主的に公表

◆ 現況報告書及び財務諸表は、**インターネットを活用(※)した公表を義務化**

(※) 法人ホームページに限定せず、例えば、団体ホームページによる公表も含む。

(※) ホームページが存在しない等により公表が困難な法人は、所轄庁のホームページにおいて公表する。

◆ 現況報告書の様式は任意の様式例

◆ **統一的な報告様式に変更**

(※) 新たな報告事項…事業の実施形態(一法人一施設等)、情報公開の状況、外部監査の実施状況、役員報酬支給の有無等

◆ 現況報告書は書面で所轄庁へ提出。

◆ 現況報告書は**エクセル形式による電子ファイル**により所轄庁へ提出することに変更

◆ 現況報告書の公表手法は定めていない。

◆ 現況報告書は**エクセル形式又はPDF形式による電子ファイル**により公表

(※) 代表者の年齢及び住所や母子生活支援施設等の住所など、個人や利用者の安全に支障を来す恐れのある事項は、非公表とすることで可。

◆ 財務諸表は書面で所轄庁へ提出。

◆ 財務諸表は**エクセル形式による電子ファイル**で所轄庁へ提出することに変更

(※) ただし、平成26年度提出分(平成25年度決算)は、以下のとおり1年の経過措置を設定。

	所轄庁への提出		公表	
	手法	範囲	手法	範囲
新会計基準を適用する法人であって、エクセルによる提出が可能な会計システムを使用する法人	エクセル形式	財務諸表の各号の1から4様式	エクセル形式又はPDF形式	財務諸表の各号の1及び2様式
新会計基準を適用する法人であって、エクセルによる提出が不可能な会計システムを使用する法人	PDF形式又は書面		PDF形式	
新会計基準以外の会計基準を適用する法人	PDF形式又は書面	上記に相当する書類	PDF形式	上記に相当する書類

◆ 財務諸表の公表手法は定めていない。

◆ 財務諸表の公表範囲は定めていない。

(※) 本通知を踏まえた現況報告書及び財務諸表の公表状況については、本年度の「社会福祉法人制度検証事業」(19頁参照)において集計予定。

2. 課題

- 備置き・閲覧の対象となる書類、閲覧請求者が公益財団法人等と比較して限定されている。
- 財務諸表や現況報告書の公表を通知において義務付けているが、法令上の根拠がない。
- 役員報酬基準、役員区分ごとの報酬等の総額について、公表する仕組みとなっていない。

(参考)

■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定) 抄

- ・ 社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的な形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うよう指導する。
【措置済み】
- ・ 社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的な形式を提示し、各法人にその開示を義務づける。【平成26年度措置】
- ・ 社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額(役員報酬以外の職員としての給与等も含む)の開示を義務づける。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- ・ 社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。【平成27年度決算から措置】

■社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄

- ・ 法人運営の透明性を確保するため、法人の運営状況や財務状況(以下「財務諸表等」という。)については、2014(平成26)年度以降(平成25年度決算分以降)、全ての社会福祉法人において、ホームページで公表すべきである。また、所轄庁においても所管する法人の財務諸表等を全て公表すべきである。社会福祉法人の財務諸表等の公表については、法律上の義務とすることを検討するべきである。
- ・ 国民に分かりやすく情報提供する観点から、法人によって公表項目に差が出ないように、財務諸表等の公表様式について、統一的に定めるべきである。
- ・ 社会福祉法人は、公益法人の特別法人であるという位置付けであることに鑑み、公益社団法人・公益財団法人において「閲覧」書類とされている定款や役員名簿、役員報酬規程等について、社会福祉法人には「公表」を義務付けることを検討するべきである。

(参考)他制度との比較 ※社会福祉法人以外は法令上の規定の有無の比較

○:備置き、閲覧の対象
◎:備置き、閲覧、公表(公告)の対象

	書類	社会福祉法人	一般財団法人		学校法人	医療法人
				公益財団法人		
備置き・ 閲覧・ 公表	事業報告書	○	○	○	○	○
	財産目録	○	×	○	○	○
	貸借対照表	◎ (公表は通知)	◎	◎	○	○
	収支計算書(損益計算書・キャッシュフロー計算書)	◎ (公表は通知)	◎ (大規模法人に限る)	◎ (大規模法人に限る)	○	○
	監査報告書	○	○	○	○	○
	会計監査報告書	×	○	○	×	×
	定款	×	○	○	×	○
	役員等名簿	×	×	○	×	×
	役員等報酬基準	×	×	◎	×	×
	事業計画書	×	×	○	×	×
収支予算書	×	×	○	×	×	
資金調達・設備投資見込み書類	×	×	○	×	×	
運営の概況(※)	◎ (公表は通知)	×	○	×	×	

(※)運営の概況に関する書類の記載事項

公益財団法人	○運営組織、事業活動の状況の概要等 公益目的事業比率、遊休財産額、理事等の報酬総額 等
社会福祉法人	○現況報告書 役員情報(親族等関係者の有無、報酬の有無、理事会への出席状況)、資産管理状況(評価額、借入額等)、外部監査、役員の親族等との取引状況 等

3. 考え方

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人制度や規制改革実施計画を踏まえ、
 - ・定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とするとともに、閲覧請求者を国民一般とすること
 - ・貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすることを法令上、明記してはどうか。
- すでに通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)については、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上、明記してはどうか。
- 公表の方法は、国民が情報入手しやすいホームページを活用してはどうか。

4. 論点

- 情報開示を担保する仕組みについて、どのように考えるか。

■情報開示の見直しの考え方

	現行		見直し案		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で 措置済)
収支計算書(事業 活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で 措置済)
監事の意見を記載 した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員 名簿、補助金、社会 貢献活動に係る支出 額、役員の子族等と の取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報 酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	—	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

(参考)現況報告書の取扱い

○ 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業の概要、役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢、主要な財産の所有状況を、貸借対照表及び収支計算書を添付の上、現況報告書として所轄庁へ届け出なければならない。(法第59条、施行規則第9条)

○社会福祉法(昭和26年法律第45号) 抄
(所轄庁への届出)

第59条 社会福祉法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を、所轄庁に届け出なければならない。

○社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号) 抄
(現況の報告)

第9条 法第59条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該会計年度の初日における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢
 - 二 前会計年度における事業の概要
 - 三 前会計年度末における主要な財産の所有状況
- 2 法第59条第1項の規定による届出は、前項各号に掲げる事項についての現況報告書2通を提出することにより行うものとする。
- 3 前項の現況報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前会計年度末における貸借対照表
 - 二 前会計年度の収支計算書

○ 現況報告書の様式については、所轄庁や社会福祉法人により記載事項が異なっていたため、通知を改正し、補助金の状況※、地域の福祉ニーズへの対応状況、関連当事者との取引内容※を記載事項に追加した上で、統一的な様式とした。(平成26年5月:社会福祉法人審査基準改正)

※平成26年度は社会福祉法人新会計基準移行のための経過措置期間の最終年度であることから、移行する法人については記載を任意としている。

(参考) 現況報告書の記載事項

I 基本情報	所轄庁、法人名、主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス、メールアドレス、設立認可年月日、設立登記年月日、代表者氏名・年齢・住所・職業・就任年月日	
II 事業	社会福祉事業	種類、施設名・事業所名、所在地、事業開始年月日、定員、実施形態
	公益事業	種類、施設名・事業所名、所在地、事業開始年月日、事業規模(定員)
	収益事業	種類、施設名・事業所名、所在地、事業開始年月日、事業規模(定員)
	その他の事業	種類、施設名・事業所名、所在地、事業開始年月日、事業規模(定員)
III 組織	理事	定員、現員、役職、氏名、職業、任期、親族等特殊関係者の有無、資格、施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者の有無、理事報酬(理事報酬・職員給与とも支給、理事報酬のみ支給、職員給与のみ支給、支給なし)、理事会への出席回数
	監事	定員、現員、氏名、職業、任期、資格、施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者、監事報酬(支給あり、支給なし)、理事会への出席回数
	評議員	定員、現員、氏名、職業、任期、親族等特殊関係者の有無、理事の親族、資格、施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者、理事との兼務、職員との兼務、評議員会への出席回数
	施設長	施設名、氏名、就任年月日、法令等に定める資格の有無
	職員数	常勤専従、常勤兼務、非常勤
	理事会	開催年月日、出席者数、書面出席者数、監事の出席の有無、決議事項
	評議員会	開催年月日、出席者数、監事の出席の有無、決議事項
	監事監査	監査年月日、監査者、監査報告の有無、指摘事項、改善事項

IV 資産管理	不動産の所有状況	所在地、面積、評価額、担保提供の状況(提供年月日、借入額、借入先、償還期限、所轄庁の承認有無)
V その他	情報公開の状況	定款、役員名簿、評議員名簿、財産目録、事業計画書、事業報告書、役員報酬規程、第三者評価結果、財務諸表
	外部監査	監査者、費用
	第三者評価	受審施設・事業所名、費用
総括表	準拠している会計基準	
	法人単位の資金収支の状況(要旨(補助金額を含む))、法人単位の事業活動の状況(要旨)、法人単位の資産等の状況(要旨)	
	積立金の状況	
	関連当事者との取引の内容	
	地域の福祉ニーズへの対応状況	

2. 都道府県、国における情報集約と公表

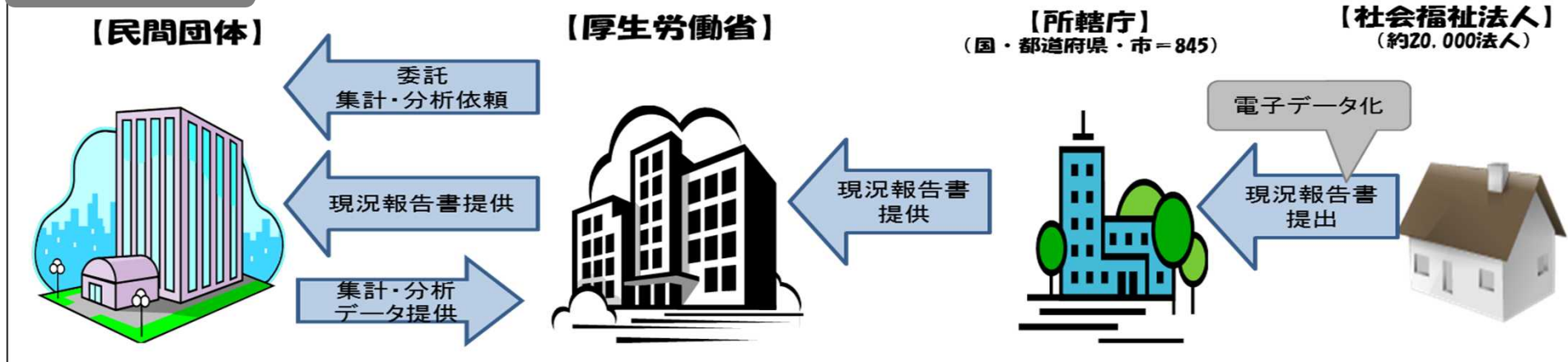
1. 現状

- 社会福祉法人は、現況報告書（添付資料の財務諸表含む。）を所轄庁に提出。（国等への集約の仕組みはない。）
- 今年度、厚生労働省において制度改正に必要な基礎資料とするため、全社会福祉法人の現況報告書を収集し集計・分析を行い、年内にとりまとめる予定。（予算事業）

社会福祉法人制度検証事業（平成26年度予算）

社会福祉法人制度見直し検討のための基礎データとして使用することを目的に、各法人の現況や財務状況等について専門的知見を活用しながら、集計・分析を行うもの。

概要



2. 課題

- 各社会福祉法人の業務や財務等に関する情報が所轄庁にとどまっているため、全国単位や各地域単位における社会福祉法人の現況を把握し、明らかにすることができない。

(参考)

■ 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定) 抄

- 全国の社会福祉法人財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。

■ 社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) 抄

- 都道府県、国単位での情報集約

(都道府県や国で集約するシステムの構築)

- ・ 各法人や所轄庁で公表するだけでなく、都道府県や国で法人の財務諸表等を集約し、経営状況を分析するシステムの構築を検討するべきである。

3. 考え方

- 社会福祉法人制度全体の現況、地域の社会福祉法人の運営状況を広く国民に明らかにする観点から、都道府県・国がICT等も活用し、社会福祉法人の情報を集約し、わかりやすく開示する仕組みを検討すべきではないか。

⇒業務運営及び財務運営の在り方を踏まえ、行政の役割と一体的に考える必要があることから、「行政の関与の在り方」において検討。

社会福祉法人の財務運営に関する規律

検討に当たっての基本的な視点

- 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、その公益性・非営利性に鑑み、財務運営に関する規律の面から、適正な運営を担保する必要がある。
- 平成18年の公益法人制度改革においては、公益認定基準として、法人の目的及び事業の性質、内容に関する事項、財務に関する事項、財産に関する事項が設けられ、公益法人としての適格性を確認する仕組みが構築された。
- 社会福祉法人については、税制優遇や公金の支出があることも踏まえ、公益財団法人と同等又はそれ以上の公益性を確保することを基本に、社会福祉法人に適した財務運営に関する規律を構築する必要がある。

社会福祉法人の財務運営に関する規律について

1. 現状

○ 現在、社会福祉法人の財務運営に関する規律としては、以下のものが挙げられる。

- ・ 社会福祉法人が行う社会福祉事業については、その運営費となる措置費や介護報酬等の使途について、社会福祉法人の公益性・非営利性に鑑み、運用上、一定の制限が行われている。

措置費…一定の要件を満たした場合に保有が認められる剰余(収入の30%以下)の使途は、法人本部経費、同一法人内の社会福祉事業及び一体的に運営される公益事業(注)に限定。(措置費弾力運用通知、保育所弾力運用通知)
介護報酬等…特別養護老人ホーム、指定障害者支援施設等に帰属する収入を、収益事業、法人外への資金流出に当てることを禁止。(特養繰越金通知、障害積立金通知)

- ・ 介護報酬等については、運用上、高額な役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費への支出が禁止されている。
- ・ 社会福祉法人が行う公益事業又は収益事業については、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、行うことができるとされている。(社会福祉法第26条第1項、第57条)

○ 特別養護老人ホームを中心に、社会福祉法人が過大な内部留保を保有しているとの指摘がある。

注 公益事業は30%のうち10%以下

- ※ ・措置費弾力運用通知:社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について(平成16年3月12日)
・保育所弾力運用通知:保育所運営費の経理等について(平成12年3月30日)
・特養繰越金通知:特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について(居宅サービス等も準ずる旨規定)(平成12年3月10日)
・障害積立金通知: 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて(平成18年10月18日)

2. 課題

- 社会福祉法人の公益性・非営利性を担保するためには、適正かつ公正な支出管理を徹底する必要があるが、例えば、役員報酬の基準や親族等特定の関係者への利益供与を制限する仕組みがない。
- 社会福祉法人について、事業の実施に伴って余裕財産が蓄積されているとの指摘があるが、余裕財産を表す仕組みがないため、その規模を明らかにできない。
※いわゆる内部留保については、確定した定義がない上に、そもそも余裕財産を表すものでもない。
- 余裕財産の適正水準や活用のあり方を判断するための基準等がない。

(参考)

■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)抄

- ・ 内部留保の位置づけを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。
【平成26年度に結論を得て、所用の制度的な措置を講じる。】
- ・ 社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立(退職給付引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用)を行うことを指導する。【平成26年度措置】

■社会福祉法人制度の在り方等に関する検討会報告書(平成26年7月4日) (抄)

4. 法人運営の透明性の確保

(剰余金の使途・目的の明確化)

- 剰余金を具体的な使途もなく積み立てることは、事業の利益を社会福祉事業や地域に還元する非営利法人としての使命が果たされている状態とは言えない。剰余金については、目的を持った積立金として整理することや、積み立ての目標や積立額について、法人が利用者や地域住民など広く国民一般に説明責任を果たす仕組みを検討すべきである。

3. 考え方

社会福祉法人の公益性を担保する財務規律を確立するためには、①適正かつ公正な支出管理、②余裕財産の明確化、③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下の仕組みを構築することが必要。

①適正かつ公正な支出管理

- 役員報酬の支給基準の設定や調達等における親族等特定の関係者への特別の利益の供与の制限について措置すべきではないか。
- 一定規模以上の法人については、外部監査を活用して適切な支出管理をチェックする体制を整備すべきではないか。

②余裕財産の明確化

- 事業継続に必要な財産と余裕財産を明確に区分し、それぞれの内容を明らかにする仕組みを構築すべきではないか。

③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

- 余裕財産について、地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資、社会福祉に関する「地域公益活動」^(注)への計画的な再投下を促す仕組みを構築してはどうか。

(注) 規制改革実施計画において社会貢献活動について指摘されている。

※具体的計画に基づく将来の費用支出に充てる資金については、一定のルールの下に積立金として区分経理する仕組みとしてはどうか。

社会福祉法人の財務規律のイメージ

公益性を担保する財務規律

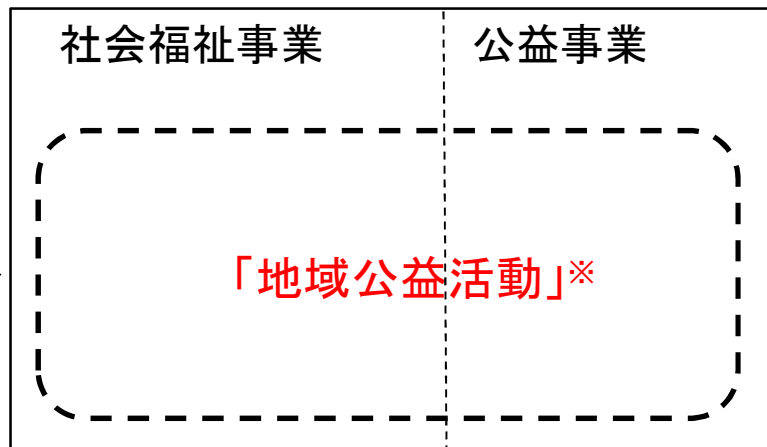
- ①適正かつ公正な支出管理
- ②余裕財産の明確化
- ③福祉サービス・地域公益活動への再投下

①適正かつ公正な支出管理

- ・役員報酬基準の設定
- ・関係者への特別の利益供与の禁止
- ・外部監査の活用

等

社会福祉法人の事業



利益

②余裕財産の明確化

いわゆる内部留保
(利益剰余金)

控除対象財産

- ※ 事業の継続に必要な財産
- * 負債との重複部分については調整

運転資金

計画的再投下対象財産

- ※ 具体的な計画に基づく
支出は積立金として区分経理

△ 計画的再投下対象財産が生じた場合

③福祉サービス・「地域公益活動」への再投下

再投下計画

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 「地域公益活動」の実施

※「地域公益活動」と社会福祉事業・公益事業との関係については更に検討。

(参考)公益認定の基準について

1. 法人の目的及び事業の性質、内容に関するもの

- ①公益目的事業を行うことが主たる目的であること
- ②公益目的事業に必要な経理的基礎及び技術的能力があること
- ③理事、社員など当該法人の関係者や営利事業者などに特別の利益を与えないこと
- ④社会的信用を維持する上でふさわしくない事業、公の秩序、善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと
- ⑤公益目的事業に係る収入が実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること
- ⑥公益目的事業以外の事業が公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないこと

2. 法人の機関に関するもの

- ①同一親族等及び他の同一団体の関係が理事又は監事の3分の1を超えないこと
- ②収益、費用及び損失その他の勘定の額がいずれも一定の基準に達しない場合を除き会計監査人を設置していること
- ③理事、監事への報酬等の支給基準を定めていること
- ④社員に対し不当に差別的な取扱いをせず、理事会を設置していること

3. 法人の財務に関するもの

- ①公益目的事業比率が100分の50以上になると見込まれること
- ②遊休財産額が一定額を超えないと見込まれること

4. 法人の財産に関するもの

- ①他の団体の意思決定に関与することができる株式等を保有していないこと
- ②公益目的事業に不可欠な特定の財産について、その処分制限等必要な事項を定款で定めていること
- ③公益認定取消し等の場合に公益目的取得財産残額に相当する財産を類似の事業を目的とする公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること
- ④清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること

(参考)公益認定法人の公益認定基準 【公益目的事業比率】

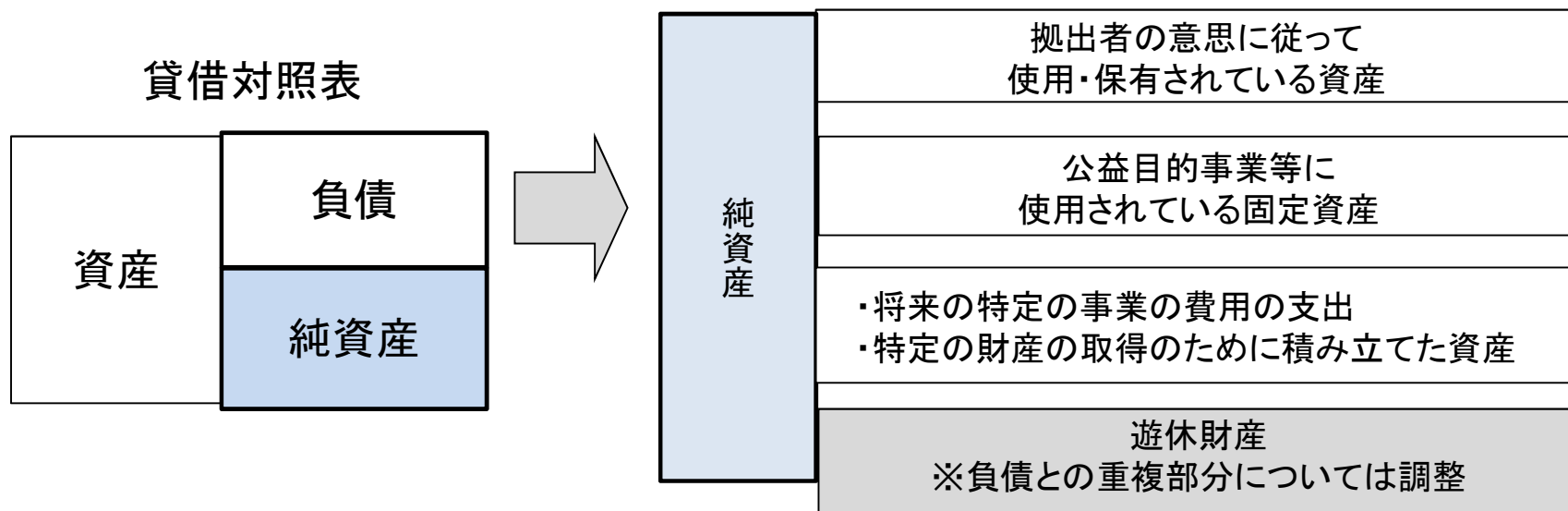
毎事業年度における公益目的事業比率が100分の50以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

【計算式】

$$\text{公益目的事業比率} = \frac{\text{公益実施費用額}}{\text{公益実施費用額} + \text{収益等実施費用額} + \text{管理運営費用額}} \geq 50\%$$

(参考)公益認定法人の公益認定基準 【遊休財産の保有の制限】

遊休財産額(公益事業等に使用しない(使用する見込みのない)財産)=貸借対照表の純資産の額－遊休とならないものの額



※ 保有制限: 遊休財産額が1年分の公益目的事業費相当額を超えてはならない。

(参考) 公益認定法人の公益認定基準【収支相償】

- 公益目的事業の収入 ≤ 適正な費用となること。
- 第一段階は、個別の公益目的事業単位で収支を比較し、第二段階は、公益目的事業全体で収益事業の繰入割合に応じた計算方法により収支を比較。
- 剰余金の取扱いについては、公益目的保有財産の取得支出、資産取得資金への繰り入れ、翌年度の事業拡大等による同額程度の損失とすることを求める。

第一段階

収支相償対照表

費用	収入
公益目的事業の経常費用	公益目的事業の経常収益
収入超過の場合、特定費用準備資金として積立て	

第二段階

(収益事業等からの利益繰入が50%超の場合)

費用	収入
公益目的事業の経常費用 (減価償却費を除く)	公益目的事業の経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益に係るその他の経常収益
公益目的保有財産の取得支出	公益目的保有財産の売却収入 (簿価+売却損益)
公益目的事業に係る特定費用準備資金積立額 (所要資金額-前期末資金残高)÷積立期間残存年数を限度)	公益目的事業に係る特定費用準備資金取崩額 (過去に費用として参入した額の合計額)
公益資産取得資金積立額 (所要資金額-前期末資金残高)÷積立期間残存年数を限度)	公益資産取得資金取崩し金 (過去に費用として参入した額の合計額)
	収益事業等の利益を公益に繰り入れた額 (利益の100%を限度)

(収益事業等からの利益繰入が50%の場合)

費用	収入
公益目的事業の経常費用	公益目的事業の経常収益
公益に係るその他の経常費用	公益に係るその他の経常収益
公益に係る特定費用準備資金積立額	公益に係る特定費用準備資金取崩し額
収入超過の場合には 右記の取扱いのとおり	収益事業等の利益を公益事業に繰り入れた額 (利益の50%)

剰余金の取扱

- 以下の場合には、収支相償基準を満たす。
 - ・ 公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れる。
 - ・ 公益目的事業財産の取得に充てる。
- 上記の状況にない場合、翌年度において事業拡大等により同額程度の損失となるようにする。
- 著しく収入が超過し、解消が図られない場合、報告を求め、必要に応じ更なる対応を検討。

4. 論点

- 社会福祉法人の財務規律については、公益法人制度の仕組みを基に検討するとしても、その特性を踏まえ、社会福祉法人に適した仕組みを構築すべきではないか。

(余裕財産の保有)

- ・公益法人については、遊休財産保有制限において、一定の額(1年分の公益目的事業費相当額)の遊休財産の保有を認めている。
- ・社会福祉法人については、公金の支出があることや、介護保険、措置制度等の公的制度により確実に収入を得られるという事業の特性を踏まえ、運転資金(必要最低限の手元流動資金)を除き、社会福祉事業等へ計画的に再投下することとすべきではないか。

(収支相償性)

- ・公益法人制度においては、公益目的事業の公益性を担保する制度として収支相償の基準を導入しており、公益事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないこと(収支相償)を公益認定の基準として設けている。
- ・社会福祉法人については、そもそも社会福祉事業が公益性の高い事業であること、介護報酬、措置費等の公定価格が事業に要する費用を賄うのに必要な額として設定されていること等を踏まえれば、収支相償の基準そのものを適用するのではなく、効率的な経営をも考慮し、余裕財産の計画的な再投下により、公益性を担保すべきではないか。

- 余裕財産の計画的再投下を担保する仕組みについて、どのように考えるか。

(参考) 社会福祉法人と公益社団・財団法人の財務運営に関する規定について

	社会福祉法人 (社会福祉法)	公益社団・財団法人 (公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)
法人の目的・事業の内容	<p>(定義) 第二十二條 この法律において「社会福祉法人」とは、<u>社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。</u></p> <p>(公益事業及び収益事業) 第二十六條 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第二條第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七條第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。</p>	<p>(公益認定の基準) 第五條 行政庁は、前條の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。 一 <u>公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。</u></p> <p>(公益認定の基準) 第五條 (略) 七 公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等」という。)を行う場合には、<u>収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</u></p>
収支相償	規定なし	<p>(公益目的事業の収入) 第十四條 公益法人は、その<u>公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。</u></p> <p>(公益認定の基準) 第五條 (略) 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。</p>
事業の比率	<p>(公益事業及び収益事業) 第二十六條 社会福祉法人は、<u>その経営する社会福祉事業に支障がない限り</u>、公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業(第二條第四項第四号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第五十七條第二号において同じ。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)を行うことができる。</p>	<p>(公益目的事業比率) 第十五條 公益法人は、毎事業年度における<u>公益目的事業比率(第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。)</u>が<u>百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。</u></p> <p>(公益認定の基準) 第五條 (略) 八 その事業活動を行うに当たり、第十五條に規定する公益目的事業費率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。</p>

	社会福祉法人 (社会福祉法)	公益社団・財団法人 (公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律)
財産保有制限	規定なし	<p>(遊休財産額の保有の制限)</p> <p>第十六条 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額(略)を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。</p> <p>2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。</p>
役員報酬基準	規定なし	<p>(報酬等)</p> <p>第二十条 公益法人は、第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。</p> <p>2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>(公益認定基準)</p> <p>第五条(略)</p> <p>第十三号 その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、<u>不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。</u></p>
特別の利益供与の制限	規定なし	<p>(公益認定の基準)</p> <p>第五条(略)</p> <p>三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。</p> <p>四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、<u>寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。</u>ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。</p>

(参考)内部留保に関する議論等①

【平成23年11月20日】 行政刷新会議「提言型政策仕分け」提言

- 介護職員の処遇改善については、一時的な交付金よりも、介護報酬の中で対応すべき。あわせて、事業者の内部留保がある場合にはその活用を行うべき。

【平成23年12月5日】 介護給付費分科会

- 各自治体から提供のあった特別養護老人ホームの貸借対照表(平成22年度決算)をもとに集計したところ、内部留保(次期繰越活動収支差額+その他積立金)は1施設当たり平均約3.1億円

【平成24年7月3日】 財務省予算執行調査結果

- 施設の規模による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき
- 施設入所者の要介護度の差による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行うべき
- 社会福祉法人の財務諸表等については、HPでの公表を義務付ける等により、透明性・公平性を高めるべき

【平成24年7月3日】 財務省予算執行調査結果(障害福祉サービス事業者)

- 財務局において財務諸表を入手し、社会福祉法人単位で集計。【579法人計:3385億円→1法人当たり約5.8億円】
- 内部留保については、保有状況に大きなバラツキが見られるが、規模に応じた傾向が明らかであるとは言えない。
- ◎ 障害福祉サービス事業には当該事業単独での財務状況(ストック面)を的確に把握する仕組みが存在しない。
- ◎ 結果の中については幅をもってとらえる必要があるが、障害福祉サービス事業者の財務状況は必ずしも介護事業者よりも悪いわけではない可能性あり。
- ◎ 報酬改定プロセスにおいて、事業者の財務状況に関する幅広い分析を踏まえた議論が可能となるよう、仕組みを整備していく必要。

内部留保に関する議論等②

【平成25年5月21日】 介護給付費分科会

- 介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業報告書(平成25年3月)をもとに以下の報告。
 - ・ 発生源内部留保(次期繰越活動収支差額+その他積立金+4号基本金) : 1施設当たり平均約3.1億円
 - ・ 実在内部留保(※)(現預金・現預金相当額-(流動負債+退職給付引当金)) : 1施設当たり平均約1.6億円

(※)未使用資産として留保されている額

【平成25年10月】 会計検査院意見

- 特養の将来の施設改修等に備えた目的積立金の積立てを計画的に行うよう指導すること、特養が保有している特別積立預金を有効に活用するための具体的な用途等を改めて検討させるよう指導すること

【平成26年5月30日、財政制度等審議会】 財政健全化に向けた基本的考え方 (抄)

Ⅱ. 各歳出分野における取組み

1. 社会保障

(2) 給付面で必要な改革

② 医療・介護

ハ) 診療報酬・介護報酬の抑制とあり方の抜本的見直し

介護報酬についても「自然増」を検証し、介護事業者の収支状況や内部留保等も踏まえ、27年度介護報酬改定において適正化を図ることが重要である。特別養護老人ホームの約95%は社会福祉法人が経営しているが、社会福祉法人については、原則非課税の税制優遇措置や補助金の交付等により財政上優遇されている上、特別養護老人ホームの収支状況は他産業と比較しても極めて良好であり、巨額の内部留保の存在が指摘されている。なお、民間企業が経済の好循環に向けて近年にない賃上げを実現しつつある中、介護職員の処遇改善が求められているのであれば、まずは社会福祉法人等において内部留保を活用し、処遇改善を図っていく方策を講ずるべきである。

内部留保に関する議論等③

【平成26年6月24日閣議決定】 経営財政運営と改革の基本方針2014(抄)

平成27年度介護報酬改定においては、社会福祉法人の内部留保の状況を踏まえた適正化を行いつつ、介護保険サービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、安定財源を確保しつつ、介護職員の処遇改善、地域包括ケアシステムの構築の推進等に取り組む。障害福祉サービス等報酬改定についても同様に取り組む。

【平成26年6月24日閣議決定】 規制改革実施計画

- 内部留保の位置づけを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。【平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる。】
- 社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立(退職給付引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用)を行うことを指導する。【平成26年度措置】

【平成26年7月4日】 社会福祉法人制度の在り方等に関する検討会報告書 (抄)

4. 法人運営の透明性の確保

(剰余金の使途・目的の明確化)

- 剰余金を具体的な使途もなく積み立てることは、事業の利益を社会福祉事業や地域に還元する非営利法人としての使命が果たされている状態とは言えない。剰余金については、目的を持った積立金として整理することや、積み立ての目標や積立額について、法人が利用者や地域住民など広く国民一般に説明責任を果たす仕組みを検討するべきである。

＜内部留保の調査結果＞

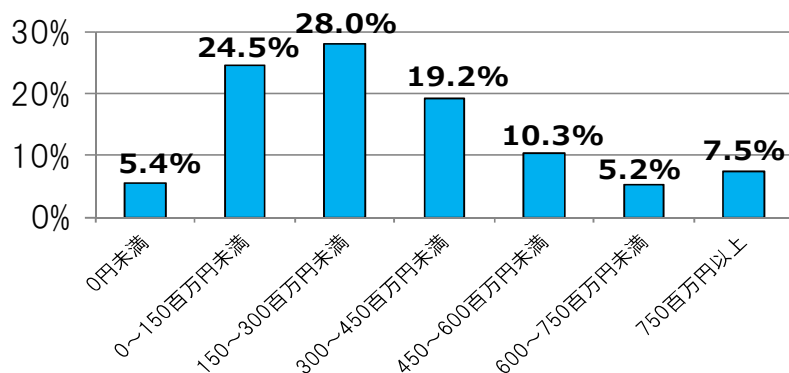
1. 調査対象 特別養護老人ホーム(公立及び事業開始3年以内を除く)全施設の平成23年度末財務諸表 等

2. 内部留保額の調査結果 (特養1,662施設 ※回収した調査票のうち、内部留保額が正確に把握できたもの)

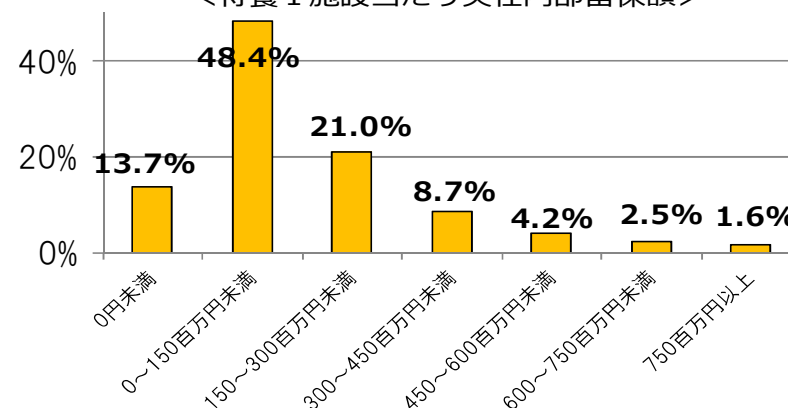
- 発生源内部留保 : 内部留保の源泉でとらえた、「貸借対照表の貸方に計上されている内部資金」
- 実在内部留保 : 内部資金の蓄積額のうち、今現在、事業体内に未使用資産の状態で見保されている額
(減価償却により蓄積した内部資金も含む)

発生源内部留保		実在内部留保	
1施設当たり平均	1床当たり平均	1施設当たり平均	1床当たり平均
313,730 千円	3,810 千円	155,635 千円	1,911 千円

＜特養1施設当たり発生源内部留保額＞



＜特養1施設当たり実在内部留保額＞

**3. その他**

- (1) 社福軽減の実施状況 …… 社福軽減を実施していない特養が2割以上存在
- (2) 財務諸表の公表状況 …… 財務諸表を公表していない特養が1割強存在
財務諸表を公表している特養においても、HP上に掲載している施設は3割程度

内部留保の定義について

平成25年5月31日介護給付費分科会資料より抜粋

- 内部留保とは、一般的には「過去の利益の蓄積額」であるとされているが、特養の経営主体である社会福祉法人は、非営利法人であることから配当(利益処分)が認められておらず、「過去の利益の蓄積額」は赤字経営をしない限り増加する特性がある。(「過去の利益の蓄積額」は、事業活動に再投資されたとしても減少しない。)

(参考)平成23年12月公表の内部留保額＝次期繰越活動収支差額＋その他積立金

- 今回の調査研究では、こうした特性に留意し、「今現在実際に存在している内部留保の額」を把握することとし、以下のとおり2種類の内部留保を定義することとした。

発生源 内部留保

- 内部留保の源泉で捉えた「貸借対照表の貸方に計上されている内部資金」
＝ **次期繰越活動収支差額 + その他の積立金 + 4号基本金**(※)

(※)繰越活動収支差額を基本財産に組み入れたもの。

実在 内部留保

- 内部資金の蓄積額のうち、今現在、事業体内に未使用資産の状態で見保されている額(減価償却により、蓄積した内部資金も含む。)
＝ **「現預金・現預金相当額」 - (流動負債+退職給与引当金)**

(参考)

発生源内部留保、実在内部留保について

平成25年5月31日介護給付費分科会資料に加筆

単位：千円

資産の部		負債の部	
I 流動資産	208,364	III 流動負債	37,980
1 現金預金	130,971	1 短期運営資金借入金	1,584
2 有価証券	3,929	2 未払金	21,541
3 未収金	60,916	3 施設整備等未払金	597
4 他会計区分貸付金	5,670	4 他会計区分借入金	4,221
5 会計区分外貸付金	226	5 会計区分外借入金	532
6 その他の流動資産	6,650	6 引当金	2,752
		7 その他の流動負債	6,753
II 固定資産	769,911	IV 固定負債	175,807
1 基本財産	638,322	1 設備資金借入金	152,724
うち建物	511,114	2 長期運営資金借入金	6,023
2 その他の固定資産	131,589	3 他会計区分長期借入金	2,179
うち投資有価証券	6,635	4 退職給与引当金	11,535
うち他会計区分長期貸付金	3,783	5 修繕引当金	410
うち移行時特別積立金	6,156	6 人件費引当金	106
うち移行時減価償却特別積立預金	1,879	7 その他の引当金	695
うちその他の積立預金	45,900	8 その他の固定負債	2,135
		負債の部合計	213,788
		純資産の部	
		IV 純資産	764,488
		1 基本金	147,637
		うち4号基本金	3,053
		2 国庫補助金等特別積立金	306,173
		3 その他の積立金	59,889
		4 次期繰越活動収支差額	250,789
		純資産の部計	764,488
資産の部合計	978,275	負債及び純資産の部合計	978,275

(a)

(b)

実在内部留保
= (a) - (b)

→現金及び現金相当
資産として保有する
資金

発生源内部留保

→過去の
利益の累
積